

指名競争入札用

入札説明書

件名 「スタッキングテーブル（内田洋行）10台ほか（同等品可）」

磯子区総務部地域振興課

「スタッキングテーブル（内田洋行）10台ほか（同等品可）」に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によります。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

スタッキングテーブル（内田洋行）10台ほか（同等品可）

(2) 履行内容

別添仕様書のとおり

(3) 履行期限

令和4年12月19日まで

※納品日は令和4年12月1日から令和4年12月19日までのいずれか1日で調整します。

(4) 履行場所

別添仕様書のとおり

(5) 入札方法

この入札は、総価により行います。

2 仕様書等に関する質問

(1) 方法

入札参加者は、仕様書等に質問があり回答を求める場合には、令和4年10月24日（月）15時00分までに別紙質問書をE-mailにより(2)の課に提出しなければなりません。

(2) 質問書の提出先

〒235-0016 横浜市磯子区磯子三丁目5番1号

横浜市磯子区総務部地域振興課区民活動支援担当 榎谷、遠藤

電話 045(750)2393（直通）

E-mail is-kokusai@city.yokohama.jp

(3) 回答

質問に対する回答は、令和4年10月25日（火）19時00分までに当ホームページへの掲載にて行います。それ以外の方法による回答は行いません。

(4) その他

入札後、当該仕様書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

3 入札参加資格申し込み並びに開札の日時及び場所等

(1) 方法

入札参加資格申込希望者は、令和4年10月28日（金）15時00分までに、公募型指名競争入札参加意向申出書を(2)の部課に直接持参又は郵送で提出してください。

(2) 提出先

〒235-0016 横浜市磯子区磯子三丁目5番1号

磯子区総務部地域振興課

電話：045(750)2393（直通）

(3) 指名・非指名通知

公募型指名競争入札指名通知書又は公募型指名競争入札非指名通知書を、令和4年10月31日（月）までに電子メールにより通知します。

(5) 入札及び開札の日時

令和4年11月9日（水）10時00分

(6) 入札及び開札の場所

横浜市磯子区磯子三丁目5番1号
磯子区役所7階702会議室

(7) 提出物

ア 入札書（1部）

イ 同等品に関する申告書（1部）

※なお、同等品の確認を求める場合は、令和4年11月4日（金）の17時00分までに同等品に関する申告書等の資料を電子メール（送信先アドレスは「is-kokusai@city.yokohama.jp」）により磯子区総務部地域振興課へ提出をお願いします。回答は入札日の前日までに電子メールにて直接行います（随時）。

4 入札書の作成等

(1) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札参加者は、一切の諸経費を含めた契約希望金額を見積もらなければなりません。

入札書には、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載しなければなりません。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に10パーセントを加算した金額（契約希望金額）を落札価額とします。

(3) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合には、当該訂正部分について押印をしなければなりません。ただし、入札金額を訂正する場合は、入札書を再作成しなければなりません。

(4) 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。

5 入札及び開札における注意事項

(1) 入札

ア 入札参加者は、指名通知書を持参し、入札室に入場しようとするときに提示してください。

イ 入札参加者は、遅刻した場合には、入札に参加できません。

ウ 入札参加者は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができません。

エ 入札参加者は、入札・開札がすべて終了するまでの間、横浜市磯子区長（以下「磯子区長」という。）が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退場することができません。

オ 入札室には、入札参加者又は入札関係職員以外の者は入場することができません。

カ 入札室において、公正な競争の執行を妨げ若しくは妨げようとした者又は公正な価格を害し若しくは談合をした者は、当該入札室から退去させます。

(2) 開札

開札は入札参加者が出席して行います。入札参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない本市職員を立ち会わせてこれを行います。

(3) 再度入札

開札をした場合において、入札参加者の入札のうち、予定価格以下の入札がないときは、直ちに再度の入札を行います。

なお、再度入札の回数は1回とします。

(4) 入札の中止

磯子区長は、入札参加者が談合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがあります。

(5) 入札の辞退

入札参加者は、入札書を投函するまでは、次のア又はイの方法により、いつでも入札を辞退することができます。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加資格の確認等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

ア 入札執行前

入札辞退届を契約担当職員に直接持参するか、又は郵送しなければなりません。

イ 入札執行中

入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する職員に直接提出しなければなりません。

(6) 入札の無効

次の入札は無効とします。

ア 横浜市契約規則第19条の規定に該当する入札

6 落札者の決定

(1) 横浜市契約規則第13条の規定に基づいて作成された予定価格以下で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。

(3) (2)の同価の入札をした者のうち、開札に出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない本市職員がこれに代ってくじを引き、落札者を決定します。

7 入札保証金及び契約保証金

いずれも免除します。

8 契約書の作成

(1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方と本市所定の様式による契約書を取りかわします。

(2) 磯子区長が契約の相手方とともに契約書に記名押印したときに、本契約は確定します。

(3) 契約の相手方は、その所在地が遠隔地にある場合には、磯子区長から2通の契約書の案の送付を受けて記名押印します。また、磯子区長は、当該契約書の案を受けてこれに記名押印し、そのうちの1通を契約の相手方に送付します。

(4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

9 契約金の支払方法

(1) 前金払

行いません。

(2) 契約金の支払方法

完了検査終了後、請求に基づき支払います。

10 その他

(1) 当該入札参加者及び当該契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担します。

(2) 契約手続に関する問い合わせ先

〒235-0016 横浜市磯子区磯子三丁目5番1号

横浜市磯子区総務部地域振興課区民活動支援担当 榎谷、遠藤

電話 045(750)2393 (直通)

E-mail is-kokusai@city.yokohama.jp

(3) 入札説明書を入手した者は、これを当該入札以外の目的で使用できません。